

滋賀県観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 公益社団法人びわこビジターズビューロー会長（以下「会長」という。）が実施する滋賀県観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9条。以下「県規則」という。）を準用するほか、この要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 会長は、新型コロナウイルス感染症の拡大により多大な影響を受けた観光関連事業者の支援を目的として、宿泊事業者および観光事業者が行う「新たな需要に対応する前向きな取組に関する事業」や「感染防止対策に関する事業」に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「宿泊事業者」とは、滋賀県内で旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所等をいう。

2 この要綱において「観光事業者」とは、公益社団法人びわこビジターズビューローまたは市町観光協会等（※別記1）のいずれかに会員として所属し（会員となっており）、県内に事務所または事業所（観光施設等）を有し、次の(1)または(2)のいずれかに該当し、既に観光事業を営んでいる者をいう。

(1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者または大企業で、県内に事務所または事業所（観光施設等）を有し、既に観光事業を営んでいる者

(2) 公益社団法人、特定非営利活動法人、宗教法人、農事組合法人、社会福祉法人等のうち県内において、収益事業（課税対象事業）を行い、既に観光事業を営んでいる者。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

暴力団、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、事業を営まない法人格のある自治会等

(補助金対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、宿泊事業者および観光事業者であって、別表1に規定する補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

ただし、以下に該当する場合は、この補助金の交付の対象としない。

(1) 国、滋賀県および市町（共済組合を含む。）が所有、管理または運営する施設は、この補助金の交付の対象としない。（指定管理は除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者（暴力団等）

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

(4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(5) 会長が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

（補助対象事業および補助対象経費）

第5条 補助対象事業は、別表1に定める事業とする。

2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって別表1に定める経費のうち、会長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付するものとする。

3 同一事業により国や県、市町等の他の補助金の交付を受けている事業は、対象外とする。

4 補助対象経費には消費税および地方消費税相当額は含まないものとする。

（補助率および補助金額）

第6条 補助率および補助上限は、別表2に定めるとおりとする。

2 補助金額は、前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助の期間）

第7条 この補助金の補助対象期間は、宿泊事業者にあつては、令和2年5月14日から令和4年1月17日までに実施する事業とする。

2 観光事業者にあつては、令和3年4月1日から令和4年1月17日までに実施する事業とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に同様式で定める書類を添えて、期日までに会長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第9条 会長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助事業として適切と認めるときは第5条に規定する補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の交付の決定を行う。なお、第8条の規定による申請が到達してから交付決定を行うまでの標準的な処理期間は45日とする。

(交付申請の取り下げ)

第10条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号については変更承認申請書(様式第2号)、第2号においては廃止承認申請書(様式第3号)をあらかじめ会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。

(2) 補助事業を廃止しようとするとき。

2 会長は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日、または令和4年1月17日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式5号）により速やかに会長に提出するとともに、これを返還しなければならない。

（検査等）

第13条 会長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告もしくは必要書類の提出を求め、もしくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

（補助金の額の確定）

第14条 会長は、補助事業者から第12条の実績報告を受けた日から、30日以内に補助金の額の確定を行う。

（電子情報処理組織による申請等）

第15条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付申請、第11条の規定に基づく事業変更等の申請および第12条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（補助金の経理）

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した取得価格または効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。ただし、会長が別に定める場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、会長は、その収入の全部または一部を補助事業者に納付させることがある。
 - 3 会長は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助事業の公表)

第 18 条 会長は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(その他)

第 19 条 この要綱および県規則に定めるもののほか、補助金の運用に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 5 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

(別表 1)

1 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象経費
(1) 新たな需要に対応する前向きな取組に関する事業	<p>コロナ禍における前向きな取組や投資等、コロナ後を見据えた新たな需要等に対応するために必要な経費</p> <p>(例) ・ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入等</p> <p>・新たなコンテンツの導入、非接触決済システムの導入等</p>
(2) 感染防止対策に関する事業	<p>業種別感染拡大予防ガイドライン等に対応するために必要となる、施設等の消毒や衛生対策に要する消耗品や備品の購入等に必要な経費</p> <p>(例) マスク、消毒液、アクリル板等の購入経費</p>

※上記の(1)～(2)の組み合わせも可

※複数の事業を合算して申請可

(別表 2)

2 補助率および補助金額

	宿泊事業者			観光事業者		
	補助対象期間	補助率	補助上限	補助対象期間	補助率	補助上限
補助率等	令和2年5月14日～ 令和4年1月17日	1/2 以内	500 万円	令和3年4月1日～ 令和4年1月17日	3/4 以内	300 万円
	【上乘せ】 令和3年4月1日～ 令和4年1月17日	1/4 以内	250 万円			
	補助対象経費が合計 40 万円以上で対象			補助対象経費が合計 20 万円以上で対象		

(別記1)

市町観光協会等

- ・(公社) びわ湖大津観光協会
- ・(一社) 草津市観光物産協会
- ・(一社) 栗東市観光協会
- ・守山市観光物産協会
- ・野洲市観光物産協会
- ・(一社) 湖南市観光協会
- ・(一社) 甲賀市観光まちづくり協会
- ・信楽町観光協会
- ・(一社) 近江八幡観光物産協会
- ・(一社) 東近江市観光協会
- ・日野観光協会
- ・竜王町観光協会
- ・(公社) 彦根観光協会
- ・(一社) 愛荘町観光協会
- ・豊郷町観光協会
- ・甲良町観光協会
- ・(一社) 多賀観光協会
- ・(公社) 長浜観光協会
- ・(一社) びわ湖の素 DMO
- ・(公社) びわ湖高島観光協会
- ・(一社) 近江ツーリズムボード